

第14回通常総会議案書

日時：令和8年6月23日（火）午後4時00分

場所：さくら市 ホテル清水荘



公益社団法人 氏家法人会

第 14 回通常総会次第

1. 開 会
2. 会 長 挨 拶
3. 議 長 選 出
4. 議事録署名人選出
5. 議 事

決 議 事 項

第 1 号議案 令和 7 年度事業報告並びに収支決算承認の件

報 告 事 項

(1) 令和 8 年度事業計画並びに収支予算の件

(2) 令和 9 年度（栃木県内）税制改正提言にかかるアンケート調査結果の件

6. 来 賓 祝 辞
7. 閉 会

決 議 事 項

第1号議案 令和7年度事業報告並びに収支決算承認の件

令和7年度事業報告書並びに収支決算書類を次の通り提出する。

令和8年6月23日

公益社団法人氏家法人会

会長 齋藤 友紀雄

公益社団法人氏家法人会 令和7年度事業報告

(自 令和7年4月1日～ 至 令和8年3月31日)

1. 組織の状況

(1) 会員の数

支部	令和7年4月1日現在			期中異動			令和8年3月31日現在		
	法人数	会員数	加入率	入会	退会	増減	法人数	会員数	加入率
矢板支部	546	221	40.5%	7	4	3	567	224	39.5%
那須烏山支部	451	198	43.9%	3	5	-2	447	196	43.8%
さくら支部	670	317	47.3%	1	12	-11	678	306	45.1%
塩谷支部	178	73	41.0%	0	4	-4	168	69	41.1%
高根沢支部	369	151	40.9%	1	4	-3	372	148	39.8%
那珂川支部	247	129	52.2%	2	6	-4	244	125	51.2%
合計	2,461	1,089	44.3%	14	35	-21	2,476	1,068	43.1%

青年部会部員数 157名 (前年度末対比 +8名)

女性部会部員数 191名 (前年度末対比 -4名)

(2) 役員の状況

役職名	人数	備考	役職名	人数	備考
会長	1名		監事	3名	
副会長	5名		合計	23名	
理事	14名				

会長 齋藤友紀雄

副会長 櫻井 恵二 佐治 則昭 小野 好史 福田 長弘 田島 良久

理事 中里 理香 鈴木 征洋 齋藤 祐一 直井美紀男 中村 浩之 笹沼 功

澤畑 宏之 齋藤 幸成 大橋 光一 深澤 正樹 齋藤 隼人 鈴木 雅仁

三森 紀子 鈴木 房江

監事 小峰 直人 新井 康之 澤村 明浩

令和7年6月12日就任

2. 事業開催の状況

(1) 氏家法人会事業

①公益目的事業

公1-1 (税知識の普及に関わる事業)

年	月	日	事業名	開催場所等	参加人数(名)	備考
7	6	13	決算期別説明会(講師:氏家税務署上席官)	矢板市商工会館	2	内一般0
		16	決算期別説明会(講師:氏家税務署上席官)	氏家法人会会館	8	内一般3
		23	決算期別説明会(講師:氏家税務署上席官)	那須烏山商工会館	2	内一般0
		30	広報委員会	氏家法人会会館	7	
	8	旬	広報「うじいえ」第72号発行	内容:通常総会 税制改正等		1,900部
	9	5	氏家法人会研修会(税務)(講師:氏家税務署長) 「国税組織と情報システム」	さくら市 ホテル清水荘	45	内一般6
	9	8	決算期別説明会(講師:氏家税務署上席官)	氏家法人会会館	1	内一般1
		10	決算期別説明会(講師:氏家税務署上席官)	矢板市商工会館	3	内一般2
		11	決算期別説明会(講師:氏家税務署上席官)	那須烏山商工会館	2	内一般0
	11	19	広報委員会	氏家法人会会館	4	
	12	9	決算期別説明会(講師:氏家税務署上席官)	矢板市商工会館	5	内一般3
		10	決算期別説明会(講師:氏家税務署上席官)	那須烏山商工会館	1	内一般1
		11	決算期別説明会(講師:氏家税務署上席官)	氏家法人会会館	1	内一般0
8	1	旬	広報「うじいえ」第73号発行	内容:新年挨拶、税制 提言、国税広報等		1,900部
	2	13	新設法人説明会(講師:氏家税務署上席官)	氏家法人会会館	3	内一般3
	3	4	決算期別説明会(講師:氏家税務署上席官)	那須烏山商工会館	7	内一般3
		5	決算期別説明会(講師:氏家税務署上席官)	矢板市商工会館	5	内一般3
		6	決算期別説明会(講師:氏家税務署上席官)	氏家法人会会館	7	内一般3

公1-2 (納税意識の高揚に関わる事業)

年	月	日	事業名	開催場所等	参加人数(名)	備考
			青年部・女性部・支部事業にて実施			

公1-3 (税の研究調査・提言に関わる事業)

年	月	日	事業名	開催場所等	参加人数(名)	備考
7	4	卅	8年度税制改正提言アンケート(全国)	役員・税制委員他	約30	前月より
	10	16	第41回法人会全国大会高知大会 記念講演(講師:元ローソンジャパン社長 藤野正邦氏) 「変化の時代の経営、危機をチャンスに」	高知県高知市 県立県民文化ホール	3	
	11	4	税制委員会	氏家法人会会館	7	
		25	8年度税制改正提言活動(国会議員)	高根沢町高橋克法事務所	1	
		25	8年度税制改正提言活動(市長・議長)	矢板市役所	1	
		25	8年度税制改正提言活動(市長・議長)	さくら市役所	4	

年	月	日	事業名	開催場所等	参加人数(名)	備考
		26	8年度税制改正提言活動(町長・議長)	塩谷町役場	2	
		27	8年度税制改正提言活動(町長・議長)	那珂川町役場	2	
	12	1	8年度税制改正提言活動(市長・議長)	那須烏山市役所	1	
		3	8年度税制改正提言活動(町長・議長)	高根沢町役場	2	
8	3	肿	9年度税制改正提言アンケート(栃木県)	HP上 役員・一般会員	約100	
	3	肿	9年度税制改正提言アンケート(全国)	役員・税制委員他	約30	次月まで

公2 (地域企業の健全な発展に資する事業)

年	月	日	事業名	開催場所等	参加人数(名)	備考
7	6	24	研修委員会	氏家法人会会館	5	
	9	5	氏家法人会研修会(一般) (講師:(株)栃木ブレックス 藤本光正氏) 「宇都宮ブレックス Bリーグ 3度目の優勝の軌跡」	さくら市ホテル清水荘	53	内一般7
	11	13	研修委員会	氏家法人会会館	7	
8	2	16	研修委員会	氏家法人会会館	4	
通年			インターネットセミナー(法人会HP) ログイン数(一般120・会員944)アクセス数6,305			

公3 (地域社会への貢献を目的とする事業)

年	月	日	事業名	開催場所等	参加人数(名)	備考
8	2	21	令和7年度社会貢献事業講演会 (講師:NHK大相撲解説者 舞の海秀平氏) 「可能性への挑戦」	さくら市氏家公民館	270	内一般240

② 共益事業 (会員交流及び会員の福利厚生に資するための事業)

年	月	日	事業名	開催場所等	参加人数(名)	備考
7	6	12	第13回通常総会懇親会	さくら市ホテル清水荘	42	
	7	18	正副会長会議懇親会	さくら市よし茶屋	6	
	9	5	氏家法人会研修会会員懇親会	さくら市ホテル清水荘	14	
	10	22	役員研修会(講師:氏家税務署管理運営徴収部門担当官) 「国税のキャッシュレス納付について」	氏家法人会会館	17	
		22	理事会懇親会	さくら市八百藤飯店	11	
8	3	24	理事会懇親会	さくら市よし茶屋	12	

[福利厚生制度加入状況]

大同生命保険株式会社

- (1) 経営者大型保障制度 ・ 加入法人数 205 社 (前209) ・ 加入件数 922 件 (前864)
- (2) 個人年金制度 ・ 加入件数 1 件 (前6)

A I G 損害保険株式会社

- (1) ビジネスガード ・ 加入法人数 221 社 (前252) 【新規法人 21 社 (前18)】
- (2) 年間保険料 241,546,060 円 (前136,864,200 円)

アフラック

- (1) がん保険 ・ 加入法人数 137 社 (前142) ・ 加入件数 344 件 (前341)
- (2) 痴呆・介護保険 ・ 加入法人数 4 社 (前6) ・ 加入件数 7 件 (前7)
- (3) 医療保険制度 (EVER) ・ 加入法人数 60 社 (前61) ・ 加入件数 121 件 (前118)

③法人会目的達成のための事業 (会議等)

総会、理事会等

年	月	日	事業名	開催場所等	参加人数(名)	備考
7	5	19	第1回理事会 (1) 第13回通常総会の開催について (2) その他	氏家法人会会館	12	
	6	12	第13回通常総会 決議事項 (1) 令和6年度事業報告並びに収支決算承認の件 (2) 任期満了に伴う役員選任について 報告事項 (1) 令和7年度事業計画並びに収支予算の件 (2) 令和8年度税制改正提言にかかるアンケート調査結果の件	さくら市ホテル清水荘	本人出席 40 委任状出席 616	
	6	12	臨時理事会 (1) 代表理事及び役付理事の選任の件 (2) 顧問の推薦の件	さくら市ホテル清水荘	17	
	10	22	第2回理事会 (1) 令和7年度上半期事業報告及び会計報告について (2) 役員の執行状況の報告について	氏家法人会会館	17	
8	3	24	第3回理事会 (1) 令和8年度事業計画及び収支予算案等の承認の件 (2) 役員の執行状況の報告の件	氏家法人会会館	15	

その他の会議等

年	月	日	事業名	開催場所等	参加人数(名)	備考
7	5	13	会計委員会	氏家法人会会館	4	
		13	総務委員会	氏家法人会会館	3	
		16	監査会	氏家法人会会館	3	

年	月	日	事業名	開催場所等	参加人数(名)	備考
	7	18	正副会長会議	さくら市よし茶屋	6	
		22	氏家税務署新幹部表敬訪問	氏家税務署	3	青年部1女性部1
	9	5	正副会長会議	さくら市ホテル清水荘	6	
	10	17	監査会	氏家法人会会館	3	
		20	総務委員会	氏家法人会会館	5	
8	1	7	氏家税務署幹部新年表敬訪問	氏家税務署	3	青年部1女性部1
	3	19	総務委員会	氏家法人会会館	5	
		19	副会長打合わせ会	氏家法人会会館	5	

栃法連・全法連・関信局連等への参加

年	月	日	主催等	事業名	開催場所等	参加人数(名)
7	4	17	栃木県法人会連合会	県内事務局長会議	宇都宮市法人会会館	1
	5	26	栃木県法人会連合会	総務委員会	宇都宮市法人会会館	1
		29	栃木県法人会連合会	第1回正副会長会議	宇都宮市護国会館	1
		29	栃木県法人会連合会	第1回理事会	宇都宮市護国会館	1
	6	27	栃木県法人会連合会	第2回正副会長会議	宇都宮市ホテル東日本宇都宮	1
		27	栃木県法人会連合会	第13回通常総会	宇都宮市ホテル東日本宇都宮	10
		27	栃木県法人会連合会	第2回理事会	宇都宮市ホテル東日本宇都宮	2
	7	15	栃木県法人会連合会	厚生委員会キックオフ会議	宇都宮市ホテル東日本宇都宮	5
		30	栃木県法人会連合会	単体会新任役員等研修会	宇都宮市栃木県総合文化センター	3
	8	5	全国法人会総連合	第1回組織委員会	東京都全法連会館	1
		19	栃木県法人会連合会	組織委員会	宇都宮市法人会会館	1
		19	栃木県法人会連合会	広報委員会	宇都宮市法人会会館	1
		20	栃木県法人会連合会	総務委員会	宇都宮市法人会会館	1
		20	栃木県法人会連合会	税制委員会	宇都宮市法人会会館	1
		25	栃木県法人会連合会	厚生委員会	宇都宮市法人会会館	1
		27	関東信越法人会連絡協議会	通常役員総会	さいたま市プリアンテ武蔵野	1
		28	栃木県法人会連合会	研修委員会	宇都宮市法人会会館	1
		29	栃木県法人会連合会	健康経営委員会	宇都宮市法人会会館	1
	9	12	栃木県法人会連合会	県内事務局長会議	宇都宮市法人会会館	1
	10	7	栃木県法人会連合会	会員研修会 ①「人出不足をチャンスに変える」近藤千園氏 ②「AI革命入門セミナー」鋤柄よし子氏 ③「年末調整事務の対応チェックポイント」宇都宮税務署	宇都宮市とちぎ福祉プラザ	2
		21	栃木県法人会連合会	総務委員会	宇都宮市法人会会館	1
		28	栃木県法人会連合会	第3回正副会長会議	宇都宮市ホテル東日本宇都宮	1
		28	栃木県法人会連合会	第3回理事会	宇都宮市ホテル東日本宇都宮	2
	11	26	関東信越法人会連絡協議会	事務局担当者研修会	オンライン開催	2
	12	15	栃木県法人会連合会	県内事務局長会議	宇都宮市法人会会館	1

年	月	日	主催等	事業名	開催場所等	参加人数(名)
8	1	21	全国法人会総連合	新年賀詞交換会	東京都帝国ホテル	-
		26	全国法人会総連合	第41回事務局セミナー 「公益法人制度の概要について」	東京都ハイアットリージェンシー東京	オンライン2
		29	栃木県法人会連合会	第4回正副会長会議	宇都宮市ニューみくら	1
		29	栃木県法人会連合会	関東信越国税局幹部と県連役員との協議会	宇都宮市ニューみくら	1
	2	16	全国法人会総連合	令和8年度税制セミナー	東京都ハイアットリージェンシー東京	オンライン1
		16	栃木県法人会連合会	研修委員会	宇都宮市法人会会館	-
		17	栃木県法人会連合会	厚生委員会	宇都宮市法人会会館	-
		19	栃木県法人会連合会	広報委員会	宇都宮市法人会会館	1
		20	全国法人会総連合	第2回組織員会	東京都全法連会館	-
		26	栃木県法人会連合会	税制委員会	宇都宮市法人会会館	1
		27	栃木県法人会連合会	組織委員会	宇都宮市法人会会館	-
	3	10	栃木県法人会連合会	総務委員会	宇都宮市法人会会館	1
		12	栃木県法人会連合会	健康経営委員会	宇都宮市法人会会館	1
		17	栃木県法人会連合会	第5回正副会長会議	宇都宮市ホテル東日本宇都宮	1
		17	栃木県法人会連合会	第4回理事会	宇都宮市ホテル東日本宇都宮	1

関係団体等への参加（その他）

年	月	日	主催等	事業名	開催場所等	参加人数(名)
7	5	21	氏家間税会	第36回通常総会	さくら市ホテル清水荘	1
		26	氏家商工会	第65回通常総会	氏家公民館	1
		28	氏家税務署管内租税教育推進協議会	令和7年度定期総会	書面議決	1
		28	氏家税務署管内税務連絡協議会	運営委員会	氏家法人会会館	1
	6	5	氏家税務署管内納税貯蓄組合連合会	第68回定期総会	氏家法人会会館	1
		20	氏家税務署管内税務連絡協議会	第20回定期総会	氏家法人会会館	3
	9	9	氏家税務署管内税務連絡協議会	運営委員会	氏家税務署	1
		9	氏家税務署管内税務連絡協議会	税務署幹部との意見交換会	氏家税務署	3
	10	23	氏家税務署管内税務連絡協議会	第1回納税表彰式打合わせ会	氏家法人会会館	1
		31	氏家税務署管内税務連絡協議会	第2回納税表彰式打合わせ会	氏家法人会会館	1
	11	5	栃木県税務連絡協議会	税を考える週間記念講演会 (講師：関東信越国税局長 中村稔氏) 「税務行政の課題と展望」	宇都宮市栃木県総合文化センター	3
		21	氏家税務署 氏家税務署管内税務連絡協議会	納税表彰式/氏家税務署長講演会 (講師：氏家税務署長 逢坂辰二氏) 「これからの社会に向かって」	さくら市氏家公民館	表彰式7 講演10
8	1	15	氏家商工会	新春賀詞交歓会	さくら市ホテル清水荘	1

(2) 青年部会事業

①公益目的事業

公1-1 (税知識の普及に関わる事業)

年	月	日	事業名	開催場所等	参加人数(名)	備考
7	5	22	税務研修会(講師:氏家税務署長) 「マルサの話」	さくら市ホテル清水荘	18	
8	2	10	税務研修会(講師:氏家税務署上席官) 「国税のキャッシュレス納付について」	那珂川町商工会館	13	

公1-2 (納税意識の高揚に関わる事業)

年	月	日	事業名	開催場所等	参加人数(名)	備考
7	5	13	租税教室・小川小(1コマ28人)	那須郡那珂川町	5	来賓2
		14	租税教室・上高根沢小(1コマ6人)	塩谷郡高根沢町	4	
		20	租税教室・矢板小(1コマ63人)	矢板市	3	
		22	租税教室・喜連川小(2コマ61人)	さくら市	3	来賓2
		26	租税教室・大宮小(1コマ18人)	塩谷郡塩谷町	2	
	6	20	租税教室・境小(1コマ11人)	那須烏山市	2	
	11	20 ~ 21	第39回法人会全国青年の集い山梨大会 講演:備ヴァンファーレ山梨スポーツクラブ 佐久間悟氏 「プロヴァンチア(地方クラブ)の挑戦 ~フットボールクラブの枠を超えた存在と役割~」	アイメッセ山梨 他	大会参加者 3	公演聴講部員 8

公1-3 (税の研究調査・提言に関わる事業)

年	月	日	事業名	開催場所等	参加人数(名)	備考
7	4	月	8年度税制改正アンケート(全国)			前月から
8	3	月	9年度税制改正提言アンケート(栃木県)	HP上		
	3	月	9年度税制改正提言アンケート(全国)			次月まで

公2 (地域企業の健全な発展に資する事業)

年	月	日	事業名	開催場所等	参加人数(名)	備考
			-	-		

公3 (地域社会への貢献を目的とする事業)

年	月	日	事業名	開催場所等	参加人数(名)	備考
8	2	4	献血運動(献血者37名/受付38名)	那須烏山市ベインシア烏山店	約10	

②共益事業(会員交流及び会員の福利厚生に資するための事業)

年	月	日	事業名	開催場所等	参加人数(名)	備考
7	5	22	第13回全体会議懇親会	さくら市ホテル清水荘	16	内来賓3
	8	20	青年部役員会懇親会	さくら市久万皇	15	
	11	21 ~ 22	青年部視察研修会 青年の集い山梨参加 武田神社、リニア見学センター他	山梨県甲府市他	11	
8	2	10	税務研修会 懇親会	那珂川町大八寿司	13	
	3	25	青年部役員会懇親会	さくら市八百藤飯店	16	

③法人会目的達成のための事業（会議等）

総会、理事会等

年	月	日	事業名	開催場所等	参加人数(名)	備考
7	4	16	青年部役員会 (1) 第13回全体会議の開催について	氏家法人会会館	14	
	5	22	青年部第13回全体会議 報告事項 令和6年度事業報告について 決議事項 (1) 令和6年度収支決算承認の件 (2) 任期満了に伴う役員選任の件 目的外報告事項 令和7年度の事業計画及び収支予算の件	さくら市ホテル清水荘	18	来賓7
	8	20	青年部役員会 (1) 今後の事業について	氏家法人会会館	15	
8	3	25	青年部役員会 (1) 令和8年度事業計画・予算について	氏家法人会会館	17	

その他の会議等

年	月	日	事業名	開催場所等	参加人数(名)	備考
7	4	16	青年部監査会	氏家法人会会館	3	
	7	22	氏家税務署新幹部表敬訪問	氏家税務署	1	
8	1	7	氏家税務署幹部新年表敬訪問	氏家税務署	1	

栃法連・全法連・関信局連等の会議

年	月	日	主催等	事業名	開催場所等	参加人数(名)
7	8	18	栃法連青年部連絡協議会	役員会	宇都宮市ホテル丸治	1
	12	16	栃法連青年部連絡協議会	役員会	宇都宮市法人会会館	1
8	2	6	関信越法連協青年部連絡協議会	合同勉強会 ライブ配信 (1) 講演 講師：全法連青連協相談役 佐藤智樹氏 「健康経営の経緯と背景について」 (2) 事例発表 6名 「健康経営の取組と共有について」 (3) 福利厚生制度受託3社の取組について	宇都宮市栃木県総合文化センター	1

関係団体等の会議（その他）

年	月	日	主催等	事業名	開催場所等	参加人数(名)
7	4	25	氏家税務署管内租税教育推進協議会	租税教室講師のための研修会	氏家税務署	2

(3) 女性部会事業

①公益目的事業

公1-1 (税知識の普及に関わる事業)

年	月	日	事業名	開催場所等	参加人数(名)	備考
7	4	25	税務研修会 (講師:氏家税務署上席官) 「改正税法について」	氏家法人会館	19	内一般 2
8	1	27	税務研修 (講師:氏家税務署上席官) 「国税組織と税務調査事績」	さくら市ホテル清水荘	18	内一般 5

公1-2 (納税意識の高揚に関わる事業)

年	月	日	事業名	開催場所等	参加人数(名)	備考
7	9	18 ~ 20	全国女性フォーラム北海道大会 記念講演 (講師:クリエイティブオフィスキューブ藤田美) 「ストーリーあるプロデュース~北海道に おける人づくりモノづくり地域づくり」	札幌市札幌パークホテル	3	
	9	24	税に関する絵はがきコンクール審査会 管内 27 校 1,016 点応募	さくら市ホテル清水荘	14	内来賓 5
	10	29	税に関する絵はがきコンクール表彰式 (受賞者出席 18 名・保護者 20 名)	さくら市ホテル清水荘	19	内来賓 5

公1-3 (税の研究調査・提言に関わる事業)

年	月	日	事業名	開催場所等	参加人数(名)	備考
7	4	肿	8 年度税制改正アンケート (全国)			前月から
8	3	肿	9 年度税制改正提言アンケート (栃木県)	HP 上		
	3	肿	9 年度税制改正提言アンケート (全国)			次月まで

公2 (地域企業の健全な発展に資する事業)

年	月	日	事業名	開催場所等	参加人数(名)	備考
8	1	27	女性部研修会 (講師:氏家法人会会長 齋藤友紀雄) 健康セミナー「糖質を考えよう」	さくら市ホテル清水荘	18	内一般 5

公3 (地域社会への貢献を目的とする事業)

年	月	日	事業名	開催場所等	参加人数(名)	備考
7	6	16	使用済み切手寄贈	日本キリスト教海外医療協力会	1	

②共益事業 (会員交流及び会員の福利厚生に資するための事業)

年	月	日	事業名	開催場所等	参加人数(名)	備考
7	4	25	全体会議食事会	氏家法人会会館	17	
	6	1	視察研修会 観劇:東京宝塚劇場 宝塚歌劇団雪組「ROBIN THE HERO」	東京都	30	
8	1	27	研修会食事会	さくら市ホテル清水荘	23	
	3	18	役員懇親食事会	駒川市クロバステキハウス	13	

③法人会目的達成のための事業（会議等）

総会、理事会等

年	月	日	事業名	開催場所等	参加人数(名)	備考
7	4	25	第13回女性部全体会議 報告事項 令和6年度事業報告について 決議事項 (1) 令和6年度収支決算承認の件 (2) 任期満了に伴う役員選任の件 目的外報告事項 (1) 令和7年度の事業計画及び収支予算の件	氏家法人会会館	17	
	10	15	女性部役員会 (1) 税に関する絵はがきコンクール表彰式の開催について (2) 女性部税務研修について	氏家法人会会館	14	内来賓2
8	3	18	女性部役員会 (1) 第14回全体会議提出議案及び令和7年度事業計画と予算について	鶴岡市コーポラスターキハウス	15	内来賓2

その他の会議等

年	月	日	事業名	開催場所等	参加人数(名)	備考
7	4	9	女性部会監査会	氏家法人会会館	5	
	7	23	氏家税務署新幹部表敬訪問	氏家税務署	1	
	8	18	女性部正副部会長会議	さくら市柳寿司	6	
8	1	7	氏家税務署新年挨拶訪問	氏家法人会会館	1	

栃法連・全法連・関信局連等への参加

年	月	日	主催等	事業名	開催場所等	参加人数(名)
7	7	14	栃法連女性部連絡協議会	第1回役員会	宇都宮市ホテル東日本宇都宮	1
	7	15	栃木県法人会連合会	キックオフ会議	宇都宮市ホテル東日本宇都宮	1
	12	2	関信法連協女連協	第5回合同セミナー (講師:アクセンチュア(株) マネージメントディレクター 金井修氏)	群馬県高崎市ホテルメトロポリタン高崎	3
	12	10	栃法連女性部連絡協議会	役員会	宇都宮市法人会会館	1

(4) 支部事業

①公益目的事業

公1-1 (税知識の普及に関わる事業)

年	月	日	支部名	事業名	開催場所等	参加人数(名)
7	5	26	矢板	税務研修会(講師:氏家税務署上席官) 「改正税法について」	矢板市矢板イースタンホテル	15
	5	29	那珂川	税務研修会(講師:氏家税務署上席官) 「改正税法について」	那珂川町商工会館	9
	6	3	那須烏山	税務研修会(講師:氏家税務署上席官) 「改正税法について」	那須烏山市・割烹松月	14
		6	塩谷	税務研修会(講師:氏家税務署上席官) 「改正税法について」	塩谷町商工会館	12
		6	高根沢	税務研修会(講師:氏家税務署上席官) 「改正税法について」	高根沢町商工会館	12
		10	さくら	税務研修会(講師:氏家税務署上席官) 「改正税法について」	さくら市ホテル清水荘	23
	11	11	矢板・塩谷 さくら	年末調整説明会 (講師:氏家税務署法人課税部門担当官)	矢板市商工会館	41 内一般2
		12	那珂川	年末調整説明会 (講師:氏家税務署法人課税部門担当官)	那珂川町すこやか共生館	22 内一般3
		14	那須烏山 高根沢	年末調整説明会 (講師:氏家税務署法人課税部門担当官)	那須烏山市烏山公民館	41 内一般8

公1-2 (納税意識の高揚に関わる事業)

年	月	日	支部名	事業名	開催場所等	参加人数(名)
8	3	肿	全支部	9年度税制改正提言アンケート(栃木県)	HP上	支部役員等

公3 (地域社会への貢献を目的とする事業)

年	月	日	支部名	事業名	開催場所等	参加人数(名)
7	7	24	那須烏山	おもてなし事業 JR烏山駅前広場プランター整備	那須烏山市 JR烏山駅	6
	12	12	さくら	フードバンク活動支援事業 フードバンク寄贈 26社より	さくら市社会福祉協議会	4
		13	矢板	矢板花火大2025協賛ティッシュ配布広報活動	矢板城の湯センター周辺	-
8	1	28	高根沢	社会貢献活動講演会(講師:やましたひでこ公認断捨離トレーナー 鈴木まさみ) 「断捨離で自分の人生を取り戻す“生き方術”」	高根沢町 ちよっ蔵ホール	107 内一般81

②共益事業 (会員交流及び会員の福利厚生に資するための事業)

年	月	日	支部名	事業名	開催場所等	参加人数(名)
7	5	26	矢板	第13回全体会議懇親会	矢板市矢板イースタンホテル	15
	6	3	那須烏山	第13回全体会議懇親会	那須烏山市割烹松月	11
		6	高根沢	第13回全体会議懇親会	高根沢町八溝	9

年	月	日	支部名	事業名	開催場所等	参加人数(名)
	12	6	那須烏山	視察研修会(栃木プレックス試合観覧)	宇都宮市プレックスアリーナ	18
8	1	23	那珂川	新春会員交流会	那珂川町御前岩物産センター	16

③法人会目的達成のための事業(会議等)

総会、理事会等

年	月	日	支部名	事業名	開催場所等	参加人数(名)
7	4	22	那珂川	役員会	那珂川町そば処古館	13
		25	高根沢	役員会	高根沢町商工会館	6
	5	7	さくら	役員会	さくら市お丸山ホテル	15
		9	矢板市	役員会	矢板市商工会館	-
		13	塩谷町	役員会	塩谷町商工会館	7
		13	那須烏山	役員会	那須烏山商工会館	9
		26	矢板	第13回全体会議	矢板市秩板イースタンホテル	17
		29	那珂川	第13回全体会議	那珂川町商工会館	9
	6	3	那須烏山	第13回全体会議	那須烏山市割烹松月	11
		6	塩谷	第13回全体会議	塩谷町商工会館	12
		6	高根沢	第13回全体会議	高根沢町商工会館	9
		10	さくら	第13回全体会議	さくら市ホテル清水荘	23
	9	12	那須烏山	第2回役員会	那須烏山商工会館	9
	10	21	高根沢	第2回役員会	高根沢町商工会館	6
	11	7	那珂川	第2回役員会	那珂川町大八寿司	9
		10	さくら	第2回役員会	氏家商工会館	10
	12	16	高根沢	第3回役員会	高根沢町商工会館	5

その他の会議等

年	月	日	支部名	事業名	開催場所等	参加人数(名)
7	4	11	那須烏山	女性部部員会議	那須烏山市竹のや	10
		22	さくら	正副支部長・青年部長会議	氏家商工会館	5
		22	那珂川	監査会	那珂川町そば処古館	13
		25	高根沢	監査会	高根沢町商工会館	3
		15	那須烏山	正副支部長会議	那須烏山商工会館	3
		18	那須烏山	青年部正副部長会議	那須烏山商工会館	2
	5	7	さくら	監査会	さくら市お丸山ホテル	6
		9	矢板	監査会	矢板市商工会館	-
		13	塩谷	監査会	塩谷町商工会館	2
		13	那須烏山	監査会	那須烏山商工会館	3
	6	10	那須烏山	青年部正副部長会議	那須烏山商工会館	3
	10	26	さくら	正副支部長会議	氏家商工会館	3

事業報告附属明細書

令和7年度事業報告においては、「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当するものはない。

貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	4,573,269	4,425,201	148,068
流動資産合計	4,573,269	4,425,201	148,068
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	0	0	0
会館再取得引当資産	13,899,000	13,272,000	627,000
財政調整引当資産	4,160,000	4,160,000	0
社会貢献引当資産	0	0	0
特定資産合計	18,059,000	17,432,000	627,000
(2) その他固定資産			
建物	3,943,438	4,570,540	-627,102
構築物	0	0	0
建物付属設備	16,185	18,392	-2,207
車両運搬具	1	1	0
什器備品	124,043	205,354	-81,311
土地	10,749,000	10,749,000	0
車輛リサイクル預託金	11,980	11,980	0
電話加入権	60,000	60,000	0
出資金	1,000	1,000	0
その他固定資産合計	14,905,647	15,616,267	-710,620
固定資産合計	32,964,647	33,048,267	-83,620
資産合計	37,537,916	37,473,468	64,448
II. 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	44,550	0	44,550
預り金	122,285	115,495	6,790
流動負債合計	166,835	115,495	51,340
2. 固定負債			
退職給付引当金	0	0	0
固定負債合計	0	0	0
負債合計	166,835	115,495	51,340
III. 正味財産の部			
1. 基金			
基金	0	0	0
基金合計	0	0	0
2. 指定正味財産			
全法連助成金	0	0	0
指定正味財産合計	0	0	0
3. 一般正味財産			
一般正味財産	37,371,081	37,357,973	13,108
(うち特定資産への充当額)	(18,059,000)	(17,432,000)	627,000
一般正味財産合計	37,371,081	37,357,973	13,108
正味財産合計	37,371,081	37,357,973	13,108
負債・正味財産合計	37,537,916	37,473,468	64,448

令和7年度 正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	19,783	317	19,466
特定資産受取利息	19,783	317	19,466
受取会費	6,643,160	6,765,710	-122,550
正会員受取会費	6,435,160	6,545,710	-110,550
賛助会員受取会費	208,000	220,000	-12,000
事業収益	2,039,275	2,201,900	-162,625
研修会事業収益	0	0	0
広報事業収益	175,000	175,000	0
会員親睦事業収益	1,864,275	2,026,900	-162,625
受取補助金等	9,597,700	9,803,000	-205,300
受取全法連助成金振替額	8,478,600	8,495,000	-16,400
受取全法連助成金	350,000	150,000	200,000
受取全法連連補助金	146,000	183,000	-37,000
受取県連補助金	623,100	975,000	-351,900
受取地方公共団体助成金	0	0	0
受取負担金	0	0	0
受取負担金	0	0	0
雑収益	217,436	161,176	56,260
受取利息	12,436	4,176	8,260
雑収益	205,000	157,000	48,000
経常収益計	18,517,354	18,932,103	-414,749
(2) 経常費用			
事業費	15,780,927	17,017,635	-1,236,708
給料手当	4,743,408	4,708,371	35,037
退職給付費用	204,000	204,000	0
福利厚生費	777,076	815,568	-38,492
旅費交通費	918,569	634,499	284,070
通信運搬費	966,183	1,224,463	-258,280
減価償却費	594,919	599,650	-4,731
消耗品費	451,266	806,191	-354,925
修繕費	0	82,671	-82,671
印刷製本費	500,830	581,900	-81,070
燃料費	32,295	27,009	5,286
光熱水料費	175,107	188,262	-13,155
賃借料	72,029	72,029	0
事務所管理費	17,934	16,653	1,281
会場費	203,790	445,726	-241,936
保険料	118,268	91,395	26,873
諸謝金	873,580	1,428,868	-555,288
租税公課	164,220	142,120	22,100
会議費	3,310,535	3,485,090	-174,555
委託費	1,064,714	1,081,714	-17,000
支払負担金	54,000	75,000	-21,000
渉外慶弔費	0	0	0
諸会費	0	0	0
広告宣伝費	201,423	165,000	36,423
表彰費	202,038	126,030	76,008
支払手数料	134,743	11,660	123,083
雑費	0	3,766	-3,766
管理費	2,715,605	2,982,922	-267,317
給料手当	837,072	830,889	6,183
退職給付費用	36,000	36,000	0

科 目	当年度	前年度	増減
福利厚生費	137,131	143,924	-6,793
旅費交通費	154,786	251,661	-96,875
通信運搬費	244,999	299,966	-54,967
減価償却費	104,987	105,821	-834
消耗品費	76,049	108,141	-32,092
修繕費	0	14,589	-14,589
印刷製本費	96,800	93,500	3,300
燃料費	5,699	4,766	933
光熱水料費	30,902	33,222	-2,320
賃借料	12,711	12,711	0
事務所管理費	3,164	2,938	226
会場費	42,800	51,836	-9,036
保険料	20,870	16,127	4,743
諸謝金	97,920	50,000	47,920
租税公課	28,980	25,080	3,900
会議費	156,340	155,809	531
委託費	166,926	169,926	-3,000
支払負担金	73,500	71,500	2,000
渉外慶弔費	136,766	135,649	1,117
諸会費	118,000	141,300	-23,300
広告宣伝費	5,500	8,800	-3,300
表彰費	53,030	22,864	30,166
支払手数料	23,635	135,850	-112,215
雑費	51,038	60,053	-9,015
経常費用計	18,496,532	20,000,557	-1,504,025
評価損益等調整前当期経常増減額	20,822	-1,068,454	1,089,276
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	20,822	-1,068,454	1,089,276
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	7,714	0	7,714
構築物除却損	0	407,364	-407,364
建物付属設備除却損	0	6,666	-6,666
什器備品除却損	7,714	0	7,714
経常外費用計	7,714	414,030	-406,316
当期経常外増減額	-7,714	-414,030	406,316
他会計前当期一般正味財産増減額	13,108	-1,482,484	1,495,592
他会計振替額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	13,108	-1,482,484	1,495,592
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
当期一般正味財産増減額	13,108	-1,482,484	1,495,592
一般正味財産期首残高	37,357,973	38,840,457	-1,482,484
一般正味財産期末残高	37,371,081	37,357,973	13,108
II 指定正味財産の部			
受取補助金等	8,478,600	8,495,000	-16,400
受取全法連助成金	8,478,600	8,495,000	-16,400
受取県連補助金	0	0	0
受取地方公共団体助成金	0	0	0
一般正味財産への振替額	-8,478,600	-8,495,000	16,400
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	0	0	0
基金期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	37,371,081	37,357,973	13,108

令和7年度 正味財産増減計算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

	公益目的事業会計(内訳)			公益目的事業会計	共益事業等会計	法人会計	合計
	公1	公2	公3				
I. 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
特定資産運用益	12,661	594	6,528	19,783	0	0	19,783
特定資産受取利息	12,661	594	6,528	19,783	0	0	19,783
受取会費	1,140,249	327,382	27,401	1,495,032	2,699,985	2,448,143	6,643,160
正会員受取会費	932,249	327,382	27,401	1,287,032	2,699,985	2,448,143	6,435,160
賛助会員受取会費	208,000	0	0	208,000	0	0	208,000
事業収益	175,000	0	0	175,000	1,864,275	0	2,039,275
研修会事業収益	0	0	0	0	0	0	0
広報事業収益	175,000	0	0	175,000	0	0	175,000
会員親睦事業収益	0	0	0	0	1,864,275	0	1,864,275
受取補助金等	5,323,100	200,000	3,578,600	9,101,700	100,000	396,000	9,597,700
受取全法連助成金振替額	4,700,000	200,000	3,578,600	8,478,600	0	0	8,478,600
受取全法連助成金	0	0	0	0	0	350,000	350,000
受取全法連連補助金	0	0	0	0	100,000	46,000	146,000
受取県連補助金	623,100	0	0	623,100	0	0	623,100
受取地方公共団体助成金	0	0	0	0	0	0	0
受取負担金	0	0	0	0	0	0	0
受取負担金	0	0	0	0	0	0	0
雑収益	0	0	0	0	0	217,436	217,436
受取利息	0	0	0	0	0	12,436	12,436
雑収益	0	0	0	0	0	205,000	205,000
経常収益計	6,651,010	527,976	3,612,529	10,791,515	4,664,260	3,061,579	18,517,354
(2) 経常費用							
事業費	6,651,010	527,976	3,833,852	11,012,838	4,768,089		15,780,927
給料手当	2,511,216	111,610	1,283,510	3,906,336	837,072		4,743,408
退職給付費用	108,000	4,800	55,200	168,000	36,000		204,000
福利厚生費	411,393	18,284	210,268	639,945	137,131		777,076
旅費交通費	658,308	28,905	41,708	728,921	189,648		918,569
通信運搬費	759,450	7,847	140,037	907,334	58,849		966,183
減価償却費	314,957	13,998	160,978	489,933	104,986		594,919
消耗品費	229,668	10,140	135,408	375,216	76,050		451,266
修繕費	0	0	0	0	0		0
印刷製本費	418,330	0	82,500	500,830	0		500,830
燃料費	17,097	760	8,739	26,596	5,699		32,295
光熱水料費	92,704	4,120	47,382	144,206	30,901		175,107
賃借料	38,133	1,695	19,490	59,318	12,711		72,029
事務所管理費	9,494	422	4,853	14,769	3,165		17,934
会場費	92,290	36,300	75,200	203,790	0		203,790
保険料	62,612	2,783	32,002	97,397	20,871		118,268
諸謝金	0	100,000	773,580	873,580	0		873,580
租税公課	86,940	3,864	44,436	135,240	28,980		164,220
会議費	1,905	37,462	288,274	327,641	2,982,894		3,310,535
委託費	500,778	141,057	255,953	897,788	166,926		1,064,714
支払負担金	0	0	0	0	54,000		54,000
渉外慶弔費	0	0	0	0	0		0
諸会費	0	0	0	0	0		0
広告宣伝費	66,000	0	135,423	201,423	0		201,423
表彰費	202,038	0	0	202,038	0		202,038
支払手数料	69,697	3,929	38,911	112,537	22,206		134,743
雑費	0	0	0	0	0		0

	公益目的事業会計（内訳）			公益目的事業会計	非公益事業等会計	法人会計	合計
	公1	公2	公3				
管理費						2,715,605	2,715,605
給料手当						837,072	837,072
退職給付費用						36,000	36,000
福利厚生費						137,131	137,131
旅費交通費						154,786	154,786
通信運搬費						244,999	244,999
減価償却費						104,987	104,987
消耗品費						76,049	76,049
修繕費						0	0
印刷製本費						96,800	96,800
燃料費						5,699	5,699
光熱水料費						30,902	30,902
賃借料						12,711	12,711
事務所管理費						3,164	3,164
会場費						42,800	42,800
保険料						20,870	20,870
諸謝金						97,920	97,920
租税公課						28,980	28,980
会議費						156,340	156,340
委託費						166,926	166,926
支払負担金						73,500	73,500
渉外費用費						136,766	136,766
諸会費						118,000	118,000
広告宣伝費						5,500	5,500
表彰費						53,030	53,030
支払手数料						23,635	23,635
雑費						51,038	51,038
経常費用計	6,651,010	527,976	3,833,852	11,012,838	4,768,089	2,715,605	18,496,532
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	-221,323	-221,323	-103,829	345,974	20,822
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	0	0	-221,323	-221,323	-103,829	345,974	20,822
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用							
固定資産除却損	0	0	5,400	5,400	1,157	1,157	7,714
構築物除却損	0	0	0	0	0	0	0
建物付属設備除却損	0	0	0	0	0	0	0
什器備品除却損	0	0	5,400	5,400	1,157	1,157	7,714
経常外費用計	0	0	5,400	5,400	1,157	1,157	7,714
当期経常外増減額	0	0	-5,400	-5,400	-1,157	-1,157	-7,714
他会計前当期一般正味財産増減額	0	0	-226,723	-226,723	-104,986	344,817	13,108
他会計振替額	0	0	386,850	386,850	92,443	-479,293	0
税引前当期一般正味財産増減額	0	0	160,127	160,127	-12,543	-134,476	13,108
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	160,127	160,127	-12,543	-134,476	13,108
一般正味財産期首残高	-	-	-	20,221,086	4,333,090	12,803,797	37,357,973
一般正味財産期末残高	-	-	-	20,381,213	4,320,547	12,669,321	37,371,081
II 指定正味財産の部				0			
受取補助金等	4,700,000	200,000	3,578,600	8,478,600	0	0	8,478,600
受取全法連助成金	4,700,000	200,000	3,578,600	8,478,600	0	0	8,478,600
受取県連補助金	0	0	0	0	0	0	0
受取地方公共団体助成金	0	0	0	0	0	0	0
一般正味財産への振替額	-4,700,000	-200,000	-3,578,600	-8,478,600	0	0	-8,478,600
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0
III 基金増減の部				0			
当期基金増減額	0	0	0	0	0	0	0
基金期首残高	0	0	0	0	0	0	0
基金期末残高	0	0	0	0	0	0	0
IV 正味財産期末残高	-	-	-	20,381,213	4,320,547	12,669,321	37,371,081
						公益事業比率	59.5%

財産目録

令和8年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
流動資産	預金	普通預金 足利銀行氏家支店 栃木銀行氏家支店 烏山信用金庫氏家支店	運転資金として	4,543,171 7,475 22,623
流動資産合計				4,573,269
(固定資産)				
特定資産	会館再取得引当資産	定期預金 烏山信用金庫氏家支店	会館再取得のため引当資産	13,899,000
	財政調整引当資産	定期預金 栃木銀行氏家支店	公益事業及び収益事業管理運営の用に供する	4,160,000
	社会貢献引当資産	普通預金 足利銀行氏家支店	公益事業の用に供する	0
その他固定資産	建物	さくら市氏家2379-30 法人会会館	(共用財産) うち公益目的保有財産70% うちその他の事業の用に供する財産15% うち法人の管理運営の用に供する財産15%	3,943,438
	建物附属設備	さくら市氏家2379-30 サイクルポート等	(共用財産) うち公益目的保有財産70% うちその他の事業の用に供する財産15% うち法人の管理運営の用に供する財産15%	16,185
	車両運搬具	さくら市氏家2379-30 公用車	(共用財産) うち公益目的保有財産70% うちその他の事業の用に供する財産15% うち法人の管理運営の用に供する財産15%	1
	什器備品	さくら市氏家2379-30 事務所備品	(共用財産) うち公益目的保有財産70% うちその他の事業の用に供する財産15% うち法人の管理運営の用に供する財産15%	124,043
	土地	さくら市氏家2379-30	(共用財産) うち公益目的保有財産70% うちその他の事業の用に供する財産15% うち法人の管理運営の用に供する財産15%	10,749,000
	車輛サイクル預託金	さくら市氏家2379-30 公用車リサイクル預託金	(共用財産) うち公益目的保有財産70% うちその他の事業の用に供する財産15% うち法人の管理運営の用に供する財産15%	11,980
	電話加入権	さくら市氏家2379-30 NTT電話加入権	(共用財産) うち公益目的保有財産70% うちその他の事業の用に供する財産15% うち法人の管理運営の用に供する財産15%	60,000
	出資金	さくら市氏家2379-30 火災共済出資金	法人の管理運営の用に供する財産100%	1,000
固定資産合計				32,964,647
資産合計				37,537,916
(流動負債)				
	未払い金 預り金		社会貢献活動講演会会場費 職員社会保険料等	44,550 122,285
流動負債合計				166,835
(固定負債)				
	なし			0
固定負債合計				0
負債合計				166,835
正味財産				37,371,081

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

建 物：定額法による。

構築物及び建物付属設備：定率法による。平成28年3月31日以降取得は定額法による。

上記以外の固定資産：定率法による。

また、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金

事務局職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（期末自己都合要支給額）に基づいた金額を計上している。なお、退職給付債務の額は毎事業年度の中小企業退職金共済制度の額と一致している。

(3) 消費税等の会計処理について

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。

2. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
会館再取得引当資産	13,272,000	627,000		13,899,000
財政調整引当資産	4,160,000			4,160,000
合 計	17,432,000	627,000	0	18,059,000

3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特定資産				
会館再取得引当資産	13,899,000		(13,899,000)	
財政調整引当資産	4,160,000		(4,160,000)	
合 計	18,059,000	0	(18,059,000)	

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	16,590,000	12,646,562	3,943,438
構築物	823,637	823,637	0
建物付属設備	308,500	292,315	16,185
車両運搬具	1,516,850	1,516,849	1
什器備品	1,726,385	1,602,342	124,043
土地	10,749,000		10,749,000
車両リサイクル預託金	11,980		11,980
電話加入権	60,000		60,000
出資金	1,000		1,000
合 計	31,787,352	16,881,705	14,905,647

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称 (交付者)	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金					
県連補助金 ((一社) 栃木県法人会連合会)		623,100	623,100		
全法連補助金 ((公益) 全国法人会総連合)		146,000	146,000		
助成金					
全法連助成金・指定 ((公益) 全国法人会総連合)		8,478,600	8,478,600		指定正味財産特定資産
全法連助成金・一般 ((公益) 全国法人会総連合)		350,000	350,000		
合 計		9,597,700	9,597,700		

6. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
目的達成による振替額	8,478,600
合 計	8,478,600

7. その他資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

特になし

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、財務諸表の注記に記載している。

2. 引当金の明細

引当金の明細については、財務諸表の注記に記載している。

監 査 報 告 書

令和8年5月21日

公益社団法人 氏家法人会
会長 齋藤 友紀雄 殿

公益社団法人 氏家法人会

監事 新井 康之 ㊟

監事 小峰 直人 ㊟

監事 澤村 明浩 ㊟

私ども監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行及び計算書類(貸借対照表、損益計算書及びその附属明細書並びに財産目録)を監査し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条及び同法第124条に基づき、その方法及び結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査の方法及びその内容

私どもは、理事会並びに各理事及び事務局と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び事務局職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告の内容について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査並びに現金、預金通帳等の実地調査を行い、当該事業年度に係る計算書類について、その適正性について検討いたしました。

以上の方法及び検討に基づき、私どもは意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

ア. 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

イ. 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

報 告 事 項

(1) 令和8年度事業計画並びに収支予算の件

令和8年度 事業計画

自 令和8年4月1日

至 令和9年3月31日

1. 基本方針

当法人会は、健全な納税者の団体として、法人会活動の原点である「税」に関する活動を中心に、税務機関、関係団体との連携、協調をもとに申告納税制度の推進を図り、税務行政の円滑な運営に寄与する。

また、公益社団法人として、社会的に重要な役割を担う団体であること再確認し、その特性を活かした地域企業、地域社会への健全な発展に貢献するとともに、会員の福利厚生、会員相互の交流事業を実施し、安定した組織づくりと事業の充実を図る。

なお、昨年4月より公益法人制度改正が施行され、今年度は経過期間として改正法に対応する年度となる。新法での新たなガバナンスの確立と活動の模索、実践に取り組む。

2. 主な事業計画

(1) 公益事業

① 税に関する活動

ア. 広く社会に向けた、納税意識の向上と税知識の普及に資するための施策を講じる。

イ. 税制・税務関係の研修事業として、「決算期別説明会」、「新設法人説明会」等の税務研修会の開催とともに、有益な資料を提供し、適切な税知識の普及を図る。

ウ. 青年部、女性部を中心に、小学校の児童に対する租税教育を支援・実施するほか、「税を考える週間」協賛行事等を実施する。

エ. 地域社会への税制改正等の情報提供のため、税務行政と連携し、周知活動等を積極的に取り組む。特に、税務手続等のデジタル化推進に伴う、電子申告「e-Tax」での、相続税、法人税、消費税等の各種確定申告の添付書類も含めた“一体化した申告”及びキャッシュレス納税の推奨を周知し、普及定着への諸活動を実施する。

② 税制改正提言活動

適正公正な税制と租税負担の合理化を図るため、中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとして税制に関する会員の意見を集約し、その意見が税制に反映されるよう、政府、国会、地方自治体等に対し要望活動を展開する。

③ 経営支援活動

ア. 会員企業及び地域企業の経営者、従業員の資質向上や自己啓発を支援するため、各種の研修会、講演会を開催する。

イ. 企業の経理・経営等を支援するための実務的なセミナーを開催する。

④ 社会貢献活動

ア. 公益性をより一層高めることに留意し、支部及び青年部会・女性部会が一体となった活動で、地域の実情に即した社会貢献活動を継続的に展開する。なお、地域イベント等に参加する際には、可能な限り「税の啓発活動」を併せて実施する。

イ. 一般市民等にも対象を広げ、時勢に応じた研修会・講演会等を開催し、一層の公益性を高めることとする。

⑤ その他の活動

- ア. 会報誌の発行により、税に関する情報提供を行うとともに法人会のイメージアップ、知名度向上や会員増強等を図る。
- イ. ホームページ等の IT を活用した情報提供等の充実をより積極的に進める。

(2) 共益事業

① 福利厚生事業

- ア. 福利厚生制度の円滑な運営と財政基盤の安定化のための諸施策を展開する。
- イ. 会員の企業価値を高めることにもなる福利厚生事業の拡充に努める。

② 会員交流事業

- 会員企業間の異なる分野の交流を図り、積極的な情報交換を通してお互いの経営感覚を磨き視野を広め、新たな事業展開及び企業の繁栄に繋がる事業を行う。

③ 会員増強運動

- 極めて厳しい社会・経済状況の下、会員数の減少傾向が続いており、組織の強化・充実を図るため、会員増強月間を設けるとともに、会員の退会防止に努めながら、全会員一丸となった積極的な会員増強を図る。

④ 支部等事業

- 支部活動の活性化を目標に、支部会員の加入推進や支部ならではの交流会を実施し、継続的な組織づくりを図る。

⑤ 青年・女性部会の充実

〈青年部会関係〉

- 「青年部会のあり方（指針）」に沿って「税の啓発」をはじめとする活動の充実を図るとともに、組織づくりとして「部会増強運動」を引き続き推進する。

〈女性部会関係〉

- 「女性部会のあり方（指針）」に沿って、部会員の資質向上と法人会活動の充実・活性化に努め、社会貢献活動、租税教育活動を通し、部員増強を積極的に進める。

(3) 法人会管理部門事業（法人会目的達成のための事業）

- ア. 公益社団法人制度に対応した、継続的なガバナンス強化に努める。
- イ. 総会、理事会、委員会等の諸会議を計画的に開催する。
- ウ. 県連・各単位会との連携強化に努める。
- エ. 公益社団法人の運営のための研修会等に参加し、執務上必要な知識の習得を図る。
- オ. 事務局業務の効率化のため、デジタル化推進に積極的に取り組む。

(4) その他

- 当会において実施することが必要と認める事業を実施する。

具体的事業計画

1. 公益目的事業

公1-1 (税知識の普及事業)

事業名	開催地又は場所	実施担当	摘要
改正税法説明会	管内3か所		
決算期別説明会 (4回)	矢板市		
決算期別説明会 (4回)	那須烏山市		
決算期別説明会 (4回)	さくら市		
新設法人説明会 (1回)	さくら市		
税務研修会	さくら市		
e-Tax実務研修	さくら市		
支部税務研修会	6支部地区	各支部	
年末調整説明会	管内2~4か所	各支部連携	
部会税務研修会	さくら市	青年部/女性部	
ホームページによる税情報の発信	さくら市		
広報紙による税情報の発信	さくら市		
広報委員会	さくら市		

公1-2 (納税意識高揚事業)

事業名	開催地又は場所	実施担当	摘要
租税教室	管内小学校	青年部会	
絵はがきコンクール	管内小学校	女性部会	
青年の集い全国大会	島根県松江市	青年部会	11/20
女性フォーラム全国大会	埼玉県さいたま市	女性部会	4/16
税の広報活動	6支部	各支部	

公1-3 (税制の調査研究・提言事業)

事業名	開催地又は場所	実施担当	摘要
税制改正要望	管内全市町		
全国大会	茨城県水戸市		10/8
税制委員会	さくら市		

公2 (地域企業貢献事業)

事業名	開催地又は場所	実施担当	摘要
インターネットセミナー 一般経営、法律、労務、人材育成、 健康、政治経済、他	ホームページ上	研修委員会	
支部経営講演会			
経済講演会		研修委員会	隔年
経営セミナー	管内3ヶ所		
研修委員会	さくら市		

公3 (地域社会貢献事業)

事業名	開催地又は場所	実施担当	摘要
公開講演会			
地域イベントへの参加協力	さくら市等		
支部公開講演会			
献血運動		青年部会	
ウォッシュクロスの寄贈	さくら市	女性部会	
使用済み切手の寄贈	日本キリスト教海外医療協力会	女性部会	

2. 共益事業

事業名	開催地又は場所	実施担当	摘要
会員企業交流会			
役員/正副会長懇談会			
支部役員/正副支部長懇談会			
視察研修会		研修委員会	隔年
部会企業交流会		青年部/女性部	
部会視察研修会		青年部/女性部	
支部部会視察研修会		支部青年部/女性部	
会員親睦スポーツ大会等		青年部会	
その他親睦を目的とする事業			
厚生委員会	さくら市		
組織委員会	さくら市		

3. 法人会目的達成のため(会議等)の事業

事業名	開催地又は場所	実施担当	摘要
通常総会	さくら市		
理事会	さくら市		
正副会長会議	さくら市		
監査会(現物照合他)	さくら市		
青年部/女性部会役員会	さくら市		
青年部/女性部会監査会	さくら市		
総務委員会	さくら市		
会計(財政)委員会	さくら市		
支部役員会	6支部	各支部	
支部監査会	6支部	各支部	
支部全体会議	6支部	各支部	
支部青年部/支部女性部会役員会	6支部	各支部	
事務担当者会議			
納税表彰式	さくら市		

令和8年度 収支予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減	備考
I. 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
特定資産運用益	10,000	1,000	9,000	
特定資産受取利息	10,000	1,000	9,000	
受取会費	6,700,000	6,800,000	-100,000	
正会員受取会費	6,500,000	6,600,000	-100,000	
賛助会員受取会費	200,000	200,000	0	
事業収益	3,055,000	1,125,000	1,930,000	
研修会事業収益	0	0	0	
広報事業収益	175,000	175,000	0	
会員親睦事業収益	2,880,000	950,000	1,930,000	
受取補助金等	9,358,700	9,378,600	-19,900	
受取全法連助成金振替額	0	8,478,600	-8,478,600	
受取全法連助成金	8,608,700	150,000	8,458,700	
受取全法連連補助金	150,000	150,000	0	
受取県連補助金	600,000	600,000	0	
受取地方公共団体助成金	0	0	0	
受取負担金	0	0	0	
受取負担金	0	0	0	
雑収益	74,000	70,200	3,800	
受取利息	4,000	200	3,800	
雑収益	70,000	70,000	0	
経常収益計	19,197,700	17,374,800	1,822,900	
(2) 経常費用				
事業費	16,099,850	14,322,150	1,777,700	
給料手当	4,760,000	4,760,000	0	
退職給付費用	204,000	204,000	0	
福利厚生費	824,500	824,500	0	
旅費交通費	656,500	790,500	-134,000	
通信運搬費	1,262,000	1,357,000	-95,000	
減価償却費	586,500	510,000	76,500	
消耗品費	381,000	466,000	-85,000	
修繕費	127,500	170,000	-42,500	
印刷製本費	500,000	495,000	5,000	
燃料費	25,500	34,000	-8,500	
光熱水料費	187,000	170,000	17,000	
賃借料	42,500	42,500	0	
事務所管理費	17,000	15,300	1,700	
会場費	175,000	175,000	0	
保険料	93,500	85,000	8,500	
諸謝金	1,400,000	1,300,000	100,000	
租税公課	123,250	131,750	-8,500	
会議費	3,380,000	1,395,000	1,985,000	
委託費	1,011,500	935,000	76,500	
支払負担金	80,000	199,000	-119,000	
渉外慶弔費	0	0	0	
諸会費	0	0	0	
広告宣伝費	120,000	120,000	0	
表彰費	100,000	100,000	0	
支払手数料	14,600	14,600	0	
雑費	28,000	28,000	0	

科 目	当年度	前年度	増減	備考
管理費	3,087,750	3,019,450	68,300	
給料手当	840,000	840,000	0	
退職給付費用	36,000	36,000	0	
福利厚生費	145,500	145,500	0	
旅費交通費	321,500	327,500	-6,000	
通信運搬費	295,000	241,000	54,000	
減価償却費	103,500	90,000	13,500	
消耗品費	60,000	75,000	-15,000	
修繕費	22,500	30,000	-7,500	
印刷製本費	70,000	70,000	0	
燃料費	4,500	6,000	-1,500	
光熱水料費	33,000	30,000	3,000	
賃借料	7,500	7,500	0	
事務所管理費	3,000	2,700	300	
会場費	0	0	0	
保険料	16,500	15,000	1,500	
諸謝金	0	0	0	
租税公課	21,750	23,250	-1,500	
会議費	350,000	350,000	0	
委託費	217,500	225,000	-7,500	
支払負担金	120,000	120,000	0	
渉外慶弔費	100,000	100,000	0	
諸会費	100,000	70,000	30,000	
広告宣伝費	15,000	15,000	0	
表彰費	45,000	40,000	5,000	
支払手数料	100,000	100,000	0	
雑費	60,000	60,000	0	
經常費用計	19,187,600	17,341,600	1,846,000	
評価損益等調整前当期經常増減額	10,100	33,200	-23,100	
基本財産評価損益等	0	0	0	
特定資産評価損益等	0	0	0	
投資有価証券評価損益等	0	0	0	
評価損益等計	0	0	0	
当期經常増減額	10,100	33,200	-23,100	

令和8年度 収支予算書（正味財産増減計算書）内訳表

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計（内訳）			公益目的事業会計	共益事業等会計	法人会計	合計
	公1（合計）	公2	公3				
I. 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
特定資産運用益	5,000	0	5,000	10,000	0	0	10,000
特定資産受取利息	5,000	0	5,000	10,000	0	0	10,000
受取会費	826,350	499,700	490,350	1,816,400	1,623,250	3,260,350	6,700,000
正会員受取会費	826,350	499,700	290,350	1,616,400	1,623,250	3,260,350	6,500,000
賛助会員受取会費	0	0	200,000	200,000	0	0	200,000
事業収益	175,000	0	0	175,000	2,880,000	0	3,055,000
研修会事業収益	0	0	0	0	0	0	0
広報事業収益	175,000	0	0	175,000	0	0	175,000
会員親睦事業収益	0	0	0	0	2,880,000	0	2,880,000
受取補助金等	5,100,000	200,000	3,558,700	8,858,700	150,000	350,000	9,358,700
受取全法連助成金振替額	0	0	0	0	0	0	0
受取全法連助成金	4,700,000	200,000	3,558,700	8,458,700	0	150,000	8,608,700
受取全法連連補助金	0	0	0	0	150,000	0	150,000
受取県連補助金	400,000	0	0	400,000	0	200,000	600,000
受取地方公共団体助成金	0	0	0	0	0	0	0
受取負担金	0	0	0	0	0	0	0
受取負担金	0	0	0	0	0	0	0
雑収益	0	0	0	0	0	74,000	74,000
受取利息	0	0	0	0	0	4,000	4,000
雑収益	0	0	0	0	0	70,000	70,000
経常収益計	6,106,350	699,700	4,054,050	10,860,100	4,653,250	3,684,350	19,197,700
(2) 経常費用							
事業費	6,416,850	713,500	4,212,750	11,343,100	4,756,750		16,099,850
給料手当	2,520,000	112,000	1,288,000	3,920,000	840,000		4,760,000
退職給付費用	108,000	4,800	55,200	168,000	36,000		204,000
福利厚生費	436,500	19,400	223,100	679,000	145,500		824,500
旅費交通費	534,500	25,000	43,500	603,000	53,500		656,500
通信運搬費	819,000	14,000	324,000	1,157,000	105,000		1,262,000
減価償却費	310,500	13,800	158,700	483,000	103,500		586,500
消耗品費	181,000	8,000	132,000	321,000	60,000		381,000
修繕費	67,500	3,000	34,500	105,000	22,500		127,500
印刷製本費	400,000	30,000	70,000	500,000	0		500,000
燃料費	13,500	600	6,900	21,000	4,500		25,500
光熱水料費	99,000	4,400	50,600	154,000	33,000		187,000
賃借料	22,500	1,000	11,500	35,000	7,500		42,500
事務所管理費	9,000	400	4,600	14,000	3,000		17,000
会場費	85,000	20,000	70,000	175,000	0		175,000
保険料	49,500	2,200	25,300	77,000	16,500		93,500
諸謝金	0	300,000	1,100,000	1,400,000	0		1,400,000
租税公課	65,250	2,900	33,350	101,500	21,750		123,250
会議費	105,000	0	160,000	265,000	3,115,000		3,380,000
委託費	472,500	140,000	241,500	854,000	157,500		1,011,500
支払負担金	0	0	50,000	50,000	30,000		80,000
渉外慶弔費	0	0	0	0	0		0
諸会費	0	0	0	0	0		0
広告宣伝費	0	0	120,000	120,000	0		120,000
表彰費	100,000	0	0	100,000	0		100,000
支払手数料	8,600	2,000	2,000	12,600	2,000		14,600
雑費	10,000	10,000	8,000	28,000	0		28,000

科 目	公益目的事業会計（内訳）			公益目的事業会計	共益事業等会計	法人会計	合計
	公1（合計）	公2	公3				
管理費						3,087,750	3,087,750
給料手当						840,000	840,000
退職給付費用						36,000	36,000
福利厚生費						145,500	145,500
旅費交通費						321,500	321,500
通信運搬費						295,000	295,000
減価償却費						103,500	103,500
消耗品費						60,000	60,000
修繕費						22,500	22,500
印刷製本費						70,000	70,000
燃料費						4,500	4,500
光熱水料費						33,000	33,000
賃借料						7,500	7,500
事務所管理費						3,000	3,000
会場費						0	0
保険料						16,500	16,500
諸謝金						0	0
租税公課						21,750	21,750
会議費						350,000	350,000
委託費						217,500	217,500
支払負担金						120,000	120,000
渉外慶弔費						100,000	100,000
諸会費						100,000	100,000
広告宣伝費						15,000	15,000
表彰費						45,000	45,000
支払手数料						100,000	100,000
雑費						60,000	60,000
經常費用計	6,416,850	713,500	4,212,750	11,343,100	4,756,750	3,087,750	19,187,600
評価損益等調整前当期經常増減額	-310,500	-13,800	-158,700	-483,000	-103,500	596,600	10,100
基本財産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0
当期經常増減額	-310,500	-13,800	-158,700	-483,000	-103,500	596,600	10,100
						公益事業比率	59.1%

報 告 事 項

(2) 令和9年度(栃木県内)税制改正提言にかかるアンケート調査結果の件

令和9年度 税制改正提言にかかるアンケート調査結果

(一社) 栃木県法人会連合会

対象：単位会会員
 解答者数：201社

問1 【回答者の肩書】

あなたは法人会の役員ですか。

- (1) 役員 (2) 理事・監事以外(支部・地区役員、委員会・部会役員等)である
 (3) 役員ではない

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	103	49	49	201
割合(%)	51.2	24.4	24.4	100.0

問2 【貴社の業種と会社(業界)の景気】

イ 貴社の業種

- (1) 製造業 (2) 建設業 (3) 運輸業 (4) 卸売業 (5) 小売業
 (6) 飲食業 (7) 観光・宿泊業 (8) (6)、(7)以外のサービス業 (9) その他

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	計
回答数	58	44	3	16	19	3	7	35	16	201
割合(%)	28.9	21.9	1.5	8.0	9.5	1.5	3.5	17.4	8.0	100.0

上記(9)、具体的な業種をお聞かせください。

- ・金融機関(2件) ・福祉 ・介護 ・金融業(4件) ・農業 ・ソフトウェア開発業(2件)
 ・不動産業 ・医療 ・(2)、(5)に該当 ・歯科医師会 ・複数業種該当(2)、(6)、(7)

ロ 貴社の業界の景気の現状は以下のどれに当てはまりますか。

- (1) よくなった (2) 変わらない (3) 悪くなった

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	21	93	87	201
割合(%)	10.4	46.3	43.3	100.0

ハ 貴社の業種を含め、今後、景気は良くなると思いますか。

- (1) よくなると思う (2) 変わらないと思う (3) 悪くなると思う

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	19	76	106	201
割合(%)	9.5	37.8	52.7	100.0

ニ 貴社の経営の状況についておたずねします。

物価高や深刻化する人手不足など、経営環境に大きな影響を与える課題がありますが、貴社の業績は前年の事業年度と比較してどの程度影響がありましたか。

- (1) よくなった (2) 変わらなかった (3) 悪くなった

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	33	78	90	201
割合(%)	16.4	38.8	44.8	100.0

問3 【消費税関係】

政府は、給付付き税額控除と併行して2年間、食料品の消費税率をゼロにする方針を掲げています。また、食料品に係る消費税率をゼロにした場合、財務省の試算によれば約5兆円の財源が必要とされていますが、消費税の減税についておたずねします。

イ 2年間の食料品の減税についてどのようにお考えですか。

(1)減税には賛成である (2)減税には反対である (3)その他

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	114	71	16	201
割合(%)	56.7	35.3	8.0	100

ロ 前述イで(2)と答えた方におたずねします。具体的な理由等をお聞かせください。

- ・2年間の期限では無く無期限で
- ・減税すると2年後は、更なる減税が必要となるかも。高額所得者の減税が多いと考える。減税すると事務負担等が増加する。毎年定額減税、12月の控除額変更(通勤費)本年の子供子育てと経理担当に毎年負担がかかり過ぎです。ヨーロッパでは効果が得られなかったと聞きました。
- ・経理、税務申告コストがかかり、恒久的ならまだしも時限手続きではデメリットの方が多い。また、消費税をゼロにするというのが免税なのか、非課税なのかで計算方法も変わり、専門家以外では消費税の計算自体が非常に困難となる
- ・総額表示の値札を貼り直す作業が大変である。また、システム変更の手間がかかる。
- ・公平に負担する観点から。所得税の減税と社会保険料の負担の低減が急務
- ・減った税金分はどのように同補填するのか?
- ・現在、消費税は社会保障の財源にもなっているので、現在必要なものは現在生きている我々で賄うべきであり、減税して国債で賄うのは賛成できない。
- ・食料品に限った減税では、国民の消費意識のupは限定的だと思うから。社会保障費の見直しを先にすべきだと思う。
- ・減税しても増税に戻るなら、手続き(現場)が混乱する。減税よりも、他の支出見直しの検討をお願いしたい。
- ・消費税導入の理念に立ち返った議論をすべきと思う。
- ・2年間の期限という事の効果について疑問である。
- ・減税分は別の財源又は国債に頼ると思われる為
- ・二年後に増税するのではないか
- ・不足の財源の確保
- ・現場が混乱する
- ・食料品だけ2年間減税しても景気回復にはならない。赤字体質が膨らむので抜本的な景気対策が必要である。
- ・将来の高齢化社会に対応するために必要な財源であるから
- ・食料品をただけではあまり変わらない。消費税は必要
- ・他の財源が難しいと思うから
- ・国の財源不足になる
- ・予算組みが出来ない
- ・財源不足
- ・物価高騰は食料品以外にも深刻な状況であり、食料品限定ではなく全ての消費税を減税しないと景気の回復は見込めないのではないかと思う
- ・消費者の立場としては有難いがその財源を確保するために会社にしわ寄せが来ないか不安なので
- ・何らかのかたちで負担した財源の回収が必ず起こるから
- ・お客様はいいと思うが、会社としては払うことになる

- ・消費税がなくなっても値上げで同じ。準備大変。
- ・財源不足に陥って混乱することが明らかだから
- ・食品のみではなく一律減税を希望するため。
- ・期間限定なのに、初期投資がかかり過ぎる。
- ・食料品のみの減税では意味がないと思う。
- ・現在するための財源が確保されていない
- ・食品工場のため
- ・食料品の消費税8%を免税にしたとしても実際に食料品価格が消費税分8%下がるとは考えられないため。2年後高止まりした価格に消費税が適用され現状より更に価格が上がる可能性が高い。また、飲食店利用では消費税10%が維持されるので、飲食店離れなど業界には相当厳しい経営が予想される。減税するのであれば、一律に税額を下げるほうが望ましいと考える。
- ・食料品に係る消費税率をゼロにしても、物価高を押えることは出来ないと思うし、消費税減税に必要な約5兆円の財源の確保が明確ではない。結果して苦しむのは国民になる
- ・食料品でもより多くのお金を使う人から徴収できる税なので。それよりもお米、塩、電気、水道、ガスなどの生活最低必需品をもっと安くするべき
- ・軽減税率に反対で二年間のみ減税には費用の割には効果がないと考えるから
- ・そもそも消費税に代わる国の財源が無いし、企業として事務手数が増える。
- ・物価高で、個人消費減少。流通量喚起には、使えるお金が必要。
- ・消費税の是非はともかく安定財源としての意義は大いにある。物価高対策や景気対策としてなら消費税減税に関わらず他の税金を一時的に廃止するとか、商品券的なものの配布等様々な方法があると思う。
- ・不足する財源の補填のしわ寄せは、まわりまわって結局のところ消費者の重荷になるのは明白。税金の使い方が消費者の目線であるかどうかの方が重要。
- ・5兆円の補填分が不明確なまま減税を行った場合、結局何かしらの増税で賄うはずであり、費用を掛けて迄減税する意味はない。
- ・2年間という時限的措置にもかかわらず、減税に伴うシステム対応や事務手続きの煩雑化等の負担が大きいと思料されるため(12件)
- ・社会を良くするためにはそれなりの財源が必要で、財源は有りすぎて悪いということはない。
- ・財政悪化による社会保障が悪化の可能性。2年間のためにシステム改修は多額である。
- ・消費税の創設は他の税の減税があり実施されたもの、対応する財源が不明
- ・国の財源を減らすことより、その使用先を慎重に検討するべき
- ・国全体のことを考慮せず、政治家の人気取りに利用されている
- ・食料品だけすると、混乱や歪が発生する。するなら一律
- ・消費税が社会保障の財源と言う目的税であるため
- ・消費は変わらず、減税税収分の補填策が心配。
- ・食料品だけの減税では効果を期待できない
- ・財源をどこから確保するのか不安である
- ・税金よりも社会保険料の負担が大きい
- ・財源をどこの部門から捻出するのか？
- ・財政健全化が遠く懸念があるため
- ・特定品目の減税は公平性に欠ける
- ・何らかの形で増税はあるから
- ・後がたいへんだと思うので

ハ 前述イで(3)と答えた方にお伺いします。

減税についてご意見があればお聞かせください。

- ・消費税を無くしても意味が無いと思います。
- ・減税は賛成ですが、店内飲食は減税とならないのでどちらとも言えない。
- ・税金を0にすれば解決するという問題はないと思う。
- ・減税には賛成ですが、お店側の事務管理の事を考えると一概には賛成とは言いにくい

- ・プラスマイナスどちらの影響も詳しく示されていないため現時点では判断できない
- ・食品だけではなくすべて消費税廃止にするべきである
- ・今のままで良いと思います
- ・どちらとも言えない
- ・経済戦争に敗北している状態なので、戦後の税制に戻し、所得税、法人税、を増税、無くして、個人消費喚起、一から出直す
- ・軽減税率やインボイス制度など今でも複雑な消費税がより複雑になるので、一律5%減税としたほうが良いと思う
- ・税金は、安易にいじらないのが良いと考えるから
- ・2年後、もとに戻すのがたいへんと思う。
- ・2年限定という条件付きはNG
- ・決定事項に従うしかないのでは

ニ 政府与党は、2年間に限った消費税の減税後は、給付付き税額控除を導入する方針を掲げていますが、給付付き税額控除についておたずねします。

給付付き税額控除の概要はご存じですか。

- (1) 制度の内容は承知している (2) おおよそのことは知っている
 (3) 名称くらいしかわからない (4) まったくわからない

	(1)	(2)	(3)	(4)	計
回答数	22	97	65	17	201
割合(%)	10.9	48.3	32.3	8.5	100

ホ 上記ニで(1)又は(2)と答えた方におたずねします。

給付付き税額控除の導入についてどのようにお考えですか。

- (1) 制度の導入に賛成である。 (2) 制度の導入には反対である。
 (3) その他

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	93	43	65	201
割合(%)	46.3	21.4	32.3	100

ヘ 給付付き税額控除について、ご意見があればお聞かせください。

- ・選挙公約は食品の消費税減税であった。論点のすり替えは良くない。所得再分配という名のばらまきはもうやめた方がよい
- ・賛成です
- ・消費税減税を行わず、給付付き税額控除へ移行すべきである
- ・マイナンバーを使って極力行政コストを抑えてほしい
- ・事務手続きが大変になるのではないかと
- ・中間層への手厚い控除を期待
- ・本当に必要な人に給付が行われることが望ましい。全国一律に給付というのは賛成できない
- ・制度執行に多くの時間と物件費および人件費を要し、コストがかかりすぎると思われる
- ・内容について、早く、解りやすく国民に周知すべきだと思う
- ・一時的(2年間)にやるなら、経費と時間のムダであるから
- ・詳細がわからないので回答しようがない
- ・食料品に限らず、すべての物を対象としてもらいたい。国民の消費が上がると思う
- ・食料品、生活必需品の減税を行い、個人消費を喚起して景気浮揚に繋げて貰いたい
- ・税金で集めて配るのではなく、初めから減税で良いのでは?
- ・減税同様、どちらの影響も詳しく審議検討してほしい
- ・関連コストがかかるため給付金のみが良いと考えます

- ・時限措置では、本質的な減税とは言えないため。
- ・給付の内容次第である。
- ・早く進めた方がよい
- ・前回の定額減税のように、最終段階の給付まで1年以上かかるようでは、効果が薄いと思われる。事務手続きの簡略化により早期給付ができるなら賛成である。
- ・税額控除には賛成するが、給付については正確な所得を把握したうえで公平性の観点から社会保障でのアプローチの方が良いと思う。
- ・内容が複雑そうで良く分からない。もっと国民に分かり易く説明すべき。
- ・減税には賛成だが煩雑な事務を回避するために一律の税率にするべきだ
- ・企業等の事務手間が増えるから良い精度ではない。
- ・わかりにくいことは、国民には受けない。
- ・市区町村役場が個人の所得を把握しているので税額控除でなく給付金が良いと思う。また、給付金については働けるのに働かないで生活している（親の財産等）人には給付すべきでない。
- ・現在より複雑化することになるし、国民の7割以上が理解納得できる仕組みを作らないと給付が受けられる、受けられないで不平等だという不満が出てくるのではないか？
- ・導入に向けての課題を明確にし、その対策ができるまでは安易に開始しないことが肝心と思う。特に政治的判断での見切り発車は失敗の元となる。
- ・格差の是正、とりわけ深刻な貧困に窮している人たちに早く実施すべきだ。
- ・〇〇補償で対応すれば済むこと 税制が複雑になる
- ・給付付き税額控除の明細を知りたいです
- ・どう見ても複雑になる危険
- ・賛否があり難しいです
- ・たいへん良いと思う、だから廃止するべきで個別物品税を復活させるべきだと思う

ト 消費税全般について見直しが必要と思われる方におたずねします。

今後、どのような項目の見直しが必要と考えますか（複数回答可）

- | | |
|------------------------|------------------------|
| (1) 消費税率の見直し(税率の一本化など) | (2) 基準期間制度の見直し |
| (3) 簡易課税制度、免税点制度の見直し | (4) 二重課税の廃止(揮発油税、酒税など) |
| (5) 税率の引き上げ | (6) 税率の引下げ |
| (7) その他 | (8) わからない |

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	計
回答数	106	13	37	75	7	49	11	13	311
割合(%)	34.1	4.2	11.9	24.1	2.3	15.8	3.5	4.2	100.0

チ 上記トで(7)と回答された方におたずねします。

具体的にはどのようなことを要望したいですか。

- ・高すぎる
- ・複雑になりすぎているので簡単にしてほしい
- ・インボイス制度の廃止
- ・所得税、法人税を、上げて、消費税をなくす。戦後のシャープ税制実施。
- ・消費税は廃止の方向で検討した方が良くと思う
- ・免税事業者の廃止
- ・「消費税」という名前を変えてこの税の負担者は消費者ではなくて事業者であることを周知すること。
- ・所得税の減税を進めその分消費税の税率を上げる
- ・仕組みそのもの

問4 【社会保障制度】

今後、最も充実させるべき社会保障は次のうちどれですか。

2つ以内で選んでください

- (1)年金 (2)高齢者医療や介護 (3)子ども・子育て支援
 (4)雇用の確保や失業対策 (5)生活保護 (6)健康の保持・増進
 (7)その他

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計
回答数	100	105	134	53	7	47	7	453
割合(%)	22.1	23.2	29.6	11.7	1.5	10.4	1.5	100.0

上記(7)「その他」の具体的な意見

- ・東京都と以外の地域の給与の格差が開き過ぎです。格差の解消が必要と考えます。年金の変更はあまり、極端に行わないでください。
- ・子育て親が病気・ケガによる就労できない時への補償の充実。80歳以上の高度医療の廃止
- ・地域コミュニティの支援（自治会等）
- ・現役世代も含めた医療制度の充実
- ・生活保護は「生存権」にかかわることなので、その目的を見失うことなく保護を必要としている国民が等しく受給できるように、慣習に紐づく仕組みをブラッシュアップしていくべきだと思う。

問5 【賃上げ税制関係】

イ 賃上げ促進税制はご存じですか。

- (1)内容を良く理解し、知っていた。 (2)制度があることは知っているが、内容はよく解らない。
 (3)制度自体を知らなかった。

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	65	100	36	201
割合(%)	32.3	49.8	17.9	100.0

ロ 貴社の賃上げ取り組み状況についてお尋ねします

- (1)税制措置が講じられなくても、賃上げを実施する予定・または実施した。
 (2)税制措置が講じられことを機に、賃上げを実施する予定・または実施した。
 (3)税制措置の期限内に賃上げを実施する予定である。
 (4)賃上げを実施するか、現在検討中である。
 (5)最低賃金の適用以外で賃上げを実施する予定はない。
 (6)その他

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	計
回答数	98	13	6	59	22	3	201
割合(%)	48.8	6.5	3.0	29.4	10.9	1.5	100.0

上記(6)「その他」の具体的な意見

- ・景気が良くないことから、賃上げできないのが、地方や中小企業と考えます。東京都の上場企業と異なります
- ・家族経営だから
- ・定額昇給なので
- ・賃上げするほど利益出ない

ハ 前述口で（５）と回答された方におたずねします。

よろしければ制度を利用しなかった理由を、お聞かせください。

- ・給与の増加をさせることができなかった
- ・制度を利用するための知識がなかったため
- ・賃上げの余裕がない（２件）
- ・制度を十分理解していない為、どのような措置をうけられるか不明の為（３件）
- ・業績が良かったのと、人材流出を防ぐため
- ・毎年賃上げしてるから
- ・青色申告を提出していない（２件）
- ・この制度を利用する以前に、昇給等に充てようとしている利益を消費税と社会保険料でとられてしまうため
- ・資金に賃上げする余裕はなく、また繰越欠損のため法人税は相殺されている
- ・社員が高齢化しているため

ニ 前述口で（１）（２）（３）と回答された方におたずねします。

賃上げの内容は次のいずれですか（複数回答可）

- (1) 定期昇給時に実施 (2) ベースアップ
(3) 賞与・一時金の支給 (4) 新卒者の初任給の増額
(5) 再雇用者の賃金の増額 (6) その他

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	計
回答数	116	77	49	25	21	27	315
割合(%)	36.8	24.4	15.6	7.9	6.7	8.6	100.0

上記(6)「その他」の具体的な意見

- ・最初の段階から、賃金を高めに設定していた
- ・最低賃金
- ・103万円の壁が解消されたため
- ・財務状況を見ながら、不定期なベースアップを実施したい

ホ 賃上げ促進税制全般についてご意見があれば、お聞かせください。

- ・そもそもそんなことをする必要がない
- ・制度の継続を希望します
- ・中小企業では、なかなか支給額の増加を行えない
- ・政権によってやる、やらないとコロコロ変わるので、予測可能性を担保してほしい
- ・会社が手続きや申請をしなくても該当する会社には、法人税を一部控除していただけるとありがたい
- ・赤字の企業でも恩恵のある賃上げ促進税制を考えて欲しい。赤字であっても社員の生活のために賃上げを行わなければならない、倒産リスクがある為
- ・中小零細企業の状況をもっと知ってから取り組んでほしい
- ・賃上げの原資は企業の利益である業績が上がらない場合は賃上げもできない
- ・企業努力だけでは体力のない会社から淘汰されてしまうのでは
- ・わかりづらい
- ・要件の緩和と控除率の引き上げ
- ・今の政策で良いと思います
- ・そもそも赤字だとあまり意味がない
- ・人手不足に対応すべき賃上げが現実的な考え方となっている
- ・賃上げを決めるのは政府ではなくその企業です。大企業と中小企業は全く別物です
- ・継続して欲しい
- ・赤字決算の為制度は適用できず。その他の制度をお願いしたい

- ・法人税以外も控除が適用できれば活用を検討する
- ・手取りを増やす方針で考えるべきである
- ・賃上げをするには顔者の利益も上げなければならない。しかし、税金等のつまらない支払いが多いばかりで企業をつぶしている！
- ・もっと大胆に行わないと賃上げは難しい
- ・給与等の増加部分を法人税からの控除ではなく毎年消費税や社会保険料からの控除とすべきだと思う

へ 賃上げ促進税制以外で中小企業向けの税制で特に要望したい項目について、以下より3つ以内で選んでください。

- (1) 法人税の中小企業者の軽減税率の特例(15%)のさらなる引き下げ
- (2) 建物等の減価償却制度の定率法の対象拡大、償却期間の短縮化
- (3) 役員給与の損金算入要件の緩和(定期同額給与の規定廃止、役員賞与の損金算入など)
- (4) 雇用拡大・賃金引上げを促進する税制のさらなる拡充
- (5) 社会保険税の企業負担軽減
- (6) 固定資産税負担の軽減措置
- (7) よくわからない
- (8) その他

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	計
回答数	104	36	68	52	135	45	9	5	454
割合(%)	22.9	7.9	15.0	11.5	29.7	9.9	2.0	1.1	100.0

上記(8)「その他」の具体的な意見

- ・事業承継税制
- ・前述の通り、赤字会社にも恩恵のある賃上げ促進税制を求めます。
- ・消費税廃止と子供の教育

問6 【固定資産税関係】

この制度についてお聞きします。(宇都宮市の「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備に対して、賃上げ表明の割合に応じて固定資産税の課税標準が3年または5年輕減される制度について)

- (1) 賃上げとは切り離れた制度にしてほしい
- (2) 一定期間ゼロまたは減免期間を延長してほしい
- (3) 老朽化した設備を更新する際にも使えるようにしてほしい
- (4) 宇都宮市以外でも施行してほしい
- (5) その他

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	計
回答数	68	15	49	58	11	201
割合(%)	33.8	7.5	24.4	28.9	5.5	100.0

上記(5)「その他」の具体的な意見

- ・(3)、(4)
- ・(3)、(4)を選択
- ・(1)から(4)すべてを選択
- ・国の借金は国で払って下さい

問7 【財政の健全化】

イ わが国の財政のあり方について、将来世代への負担の先送りを回避するため、財政健全化をどう進めるべきと考えますか。

- (1) 歳出削減と増税による歳入増で対応すべきである
- (2) 歳出削減と歳入の自然増で対応すべきで増税はすべきでない
- (3) 歳出構造を見直し、効果的な財政出動を行う(「賢い財政支出」)
- (4) その他(具体的なお意見があれば、お聞かせください。)

	(1)	(2)	(3)	(4)	計
回答数	18	48	124	11	201
割合(%)	9.0	23.9	61.7	5.5	100.0

上記(4)「その他」の具体的な意見

- ・年金問題もですが、少子化が改善されれば、解決すると考えます。子供が増えて働き手が増加すれば、景気の好循環、税収増、年金、健康保険の負担軽減が図れると考えます。
- ・公的機関の過剰な人材を削減してほしい
- ・プライマリーバランスなどの赤字解消は必要ない
- ・議員定数大幅削減
- ・少子化下では、何をやっても無意味。少子化対策に真剣に向き合う以外方法なし

ロ 地方財政の健全化の一案として、都道府県と市区町村が条例により課税できる「法定外目的税」があり、用途が明確に定められている点が特徴の税金があります。これの一つである「宿泊税」は各自治体の財源が限られていることから、観光振興を目的に導入が増えると考えられます。

注意すべきは、都道府県と市区町村それぞれで課税することで、2重課税となり、温泉のある宿泊施設に泊まると入湯税が課税され3種課税、また、宿泊料金には消費税も発生しますので、4種課税になるとも考えられます。

これについておたずねします。

- (1) 観光公害エリアに限定すればよい(オーバーツーリズム対策)
- (2) 全国で定額にすればよい
- (3) 繁忙期のみ限定すればよい
- (4) 導入には反対

	(1)	(2)	(3)	(4)	計
回答数	99	53	15	34	201
割合(%)	49.3	26.4	7.5	16.9	100.0

問8 【地方税関係】

イ 固定資産税についておたずねします。地方税の大きな財源である固定資産税は、負担感が高く抜本的な見直しが必要と言われております。

見直すべき項目を2つ以内で選んでください。

- (1) 商業地等の宅地の評価方法を見直す
- (2) 家屋の評価方法を見直す
- (3) 償却資産(事業用資産)への課税は廃止を含めて見直す
- (4) 免税点を引き上げる
- (5) 申告時期を決算時期に合わせる
- (6) その他

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	計
回答数	59	85	112	28	18	4	306
割合(%)	19.3	27.8	36.6	9.2	5.9	1.3	100.0

上記(6)「その他」の具体的な意見

- ・市街化区域にある、田・畑への課税。調整区域と同率にすべき

ロ 地方税の以下の税目について、ご意見等があれば記載してください。

○事業税・住民税（県・市・個人・法人）

- ・事業税の税率引き下げ(2件)
- ・住民税10%は若干高額である
- ・事業によって課税されるかどうかを変えず、統一してほしい
- ・安くなればその分を給与などにあてられます
- ・鹿沼市は市県民税が高い
- ・高いので税率を下げしてほしい
- ・税の無駄使いが無いよう、用途をしっかりと監視してほしい

○固定資産税

- ・税率の引き下げ(3件)
- ・毎年であり、都市部では高額となっている。
- ・貸家建付地の軽減を見直すべき。老朽化した建物もこれがあるから、壊さない。
- ・地方の財源であるが地区により評価が違うように思われる
- ・増税はして欲しくない
- ・現在の不透明な政界情勢のなかでは安定した売上の確保が難しいので納付日の猶予が欲しい
- ・過疎地を特定して、減税する。
- ・家屋の再建築価格の評価を廃止し、現在価値に統一するべきだ。
- ・地方の土地の固定資産税を営業利益と連動させて変動してもらいたい。
- ・個人資産に税を課さないでほしい。特に調整区域内の農地。相続にて他県の調整区域内に田があるが農業を生業としていないので、農業委員会へ相談して国への返却を試みたが返却できず、現在、生産性がなく税金だけを支払っている状態の為。賃金を上げても納付額が上がり税金を支払うだけで、何も変わらない。

○都市計画税

- ・固定資産税に一本化してほしい
- ・安くなればその分を給与などにあてられます
- ・廃止
- ・実際、何に使われているのかが不明

○償却資産税

- ・提出期限を所得税、法人税の申告期限にあわせてほしい。
- ・償却資産は簿記上減価償却されるが償却資産税では別の計算方法が疑問
- ・設備投資を増大させる為、段階的に減額か廃止すべき。
- ・高いので税率を下げしてほしい。
- ・何らかの形で減らしてほしい
- ・償却期間の短縮を望む
- ・課税時期の見直し

○事業所税

- ・安くなればその分を給与などにあてられます
- ・高いので税率を下げしてほしい。
- ・やむを得ない税制度

問9 【個人所得課税、法人課税、資産課税、消費課税関係】

改正要望があれば、それぞれの税目について記載してください。

○個人所得課税

- ・安くなればその分を給与などにあてられます
- ・年収400万円未満の若年者への課税は軽減した方が良いのではないか。その分、資産、金利収入についての課税をすべきかと思う。
- ・高いので税率を下げしてほしい(2件)
- ・中間層以下の税額の引き下げ
- ・寄付金控除の枠を拡げて貰いたい。
- ・応能負担に復帰、税率を上げる。累進。
- ・税の無駄使いが多くては、納税意欲も落ちる。
- ・賃金を上げてても所得税率も一緒に上がるので、改善してほしい
- ・減税を望む

○法人課税

- ・税率の引き下げ(2件)
- ・安くなればその分を給与などにあてられます
- ・これ以上上げないでほしい
- ・地方税と国税を一体して、無駄の無い徴税を図って頂きたい。
- ・減税を希望(2件)
- ・応能負担に復帰、税率を上げる。
- ・中小企業の法人所得税に関しては経常利益の1/2もしくは1/3を翌年に繰り延べできるようにして貰いたい。中小企業は経営が不安定なので賃上げや設備投資に消極的にならざるを得ないが経常利益が一定額繰り延べできればこれらに対応でき経営の安定や景気対策にもなり結果的に税収は増えると考えられます。
- ・中小企業では企業業績が上がっても法人税が高いため従業員への賃金反映がなかなか出来ない企業も多くある。結果、賃金をあげるのが難しい。賃金を上げてても従業員は所得税で支払う。この状況では何も変わらない。
- ・大企業からもっと取るべき

○資産課税

- ・評価通達の法律化
- ・安くなればその分を給与などにあてられます
- ・相続税の廃止(マイナンバーができて所得隠しができにくい、収入に対し所得税、死んだら相続税、二重課税)
- ・高いので税率を下げしてほしい
- ・何らかの形で減らしてほしい
- ・ある程度は仕方ないが増やして欲しくない
- ・金融資産への課税は、売却益が出た時のみとし、持っているだけで課税するのは絶対反対です。含み益は実質の益ではない。
- ・固定資産税は何に使われているのか。普通税の為、税収の用途が定められていないので明確にしてほしい

○消費課税

- ・無くす方向で検討願いたい
- ・廃止すべき
- ・インボイスは廃止し、日本式インボイスに戻しましょう。届け出の時期を緩和しては如何ですか。
- ・税率の一本化
- ・納付方法に「口座引き落とし」も作ってほしい。
- ・食品も含めて、一律10%にするべき。
- ・安くなればその分を給与などにあてられます

- ・インボイス制度導入後も、消費税に関する帳簿の厳格な記帳要件を定めた法令が改正されていない。帳簿記帳要件の簡略化を望む。
- ・高いので税率を下げてほしい。
- ・財源確保の観点から早めに戻すべきでは。
- ・消費税を無くす。失われた30年を逆回転させる。消費税のなかった時代にもどす。“所得税と法人税の2本建にして、増税する。応能負担の金科玉条を推進する。”
- ・インボイス制度の見直し。
- ・米、塩、味噌、醤油など生活に最低限必要なものを消費税0%にして、その他は一律10%とする。0%か10%の税率
- ・人件費を課税仕入とする

問10 【事業承継税制】

イ 中小企業の事業承継を促進するため、事業承継税制が設けられていますが、この特例措置を活用していますか。

- (1)すでに活用している。 (2)活用する予定である
 (3)活用しないで事業承継する又はした (4)事業承継を行う予定はない

	(1)	(2)	(3)	(4)	計
回答数	14	57	54	76	201
割合(%)	7.0	28.4	26.9	37.8	100.0

ロ 事業承継税制のあり方についてどのように考えますか。

- (1)現行で十分である (2)特例措置の本則制定または延長を求める
 (3)欧米主要国のように事業用財産を一般財産と切り離し、事業用資産の課税を免除する新たな制度の創設を求める
 (4)わからない

	(1)	(2)	(3)	(4)	計
回答数	25	37	73	66	201
割合(%)	12.4	18.4	36.3	32.8	100.0

問11 税全般についてのご意見がありましたらお聞かせください。

- ・税全般に言える事ですが、もっと分かりやすくしてほしい(2件)
- ・税の三原則を実践してください。複雑、不公平です。
- ・農業者人口がここまで減少したのは、農業所得者の収入が年々減少しているにもかかわらず補助金を増加させてこなかったことが原因と考えます。海外と同じように補助金を増加させるべきです。現在、近隣の農家ではサラリーマンにし、農業の手伝いもさせない家が増加しています。一大事でしょう、現在農家の経営者は、75歳前後の者が若手です。
- ・専門家とそれ以外の方で、税についての考え方が大きく違い、誤解も多々見受けられる。憲法で納税義務が定められているように、税は全ての人間に関わるものなので、全国民への租税教育の底上げが重要と考える。
- ・将来の日本のために、とにかく、少子化対策に特化した税改正を求めます
- ・収入はあまり増えてないのに税や物価は上がってます。増税より減税、無駄や仕組みの改善を願います。
- ・中小企業で賃金を昇給するための企業努力は大変な事であるのに昇給しても社会保険税等で大幅に引かれてしまうと手取り額がわずかな金額になってしまう。手取り額増やせるような税金の取り方をしてもらいたい
- ・事業承継をスムーズに行うためにも、事業承継税制の拡充を望みます

- ・すべての税率が高いので、税率を下げてほしい
- ・消費税廃止
- ・応能負担の原則遵守
- ・税は正しく有効に使ってほしい
- ・滞納者には厳しく徴収処罰すべき
- ・収入の多い一流企業から取るべきである
- ・景気をまずよくするために、税のあり方をもう一度政府として考えるべきである。税金のかけすぎ等
- ・少子化対策して、歳入が増えないと何をやってもダメ。少子高齢化脱却以外、立ち直る道なし。それができなければ、日本はいずれ滅びる
- ・上場株式について、事業承継(条件付)の納税猶予の対象とする
- ・日本でも格差の拡大が進んでいて将来的に社会が不安定な悪い方向へ進むのが気がかりだ。貧困が世襲にならないよう教育費などを援助して、貧困から抜け出せるようにするべきだ。大企業のCEO等の様に不当な報酬を得ている人たちからは、高額な税を負担してもらい、税による社会的な利益の再分配を図るのも、税制の大事な役目だと思う。

【参考】法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和8年度税制改正では、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設されたほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げられました。「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置が創設されたほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等が行われました。税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等が行われました。このほか、自動車関係諸税について、自動車税等の環境性能割の廃止や軽油引取税の当分の間税率の廃止等が行われました。また、国際観光旅客税の税率の引上げや防衛特別所得税（仮称）の創設等が行われました。（令和8年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和8年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画の提出期限の延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

【法人課税】

1. 少額減価償却資産の取得価額の法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる減価償却資産の取得価額が40万円未満（改正前：30万円未満）に引き上げられた上で、適用期限が3年間延長されました。なお、従業員要件は400人以下（改正前：500人以下）に引き下げられました。

2. カーボンニュートラル投資促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 「炭素生産性向上率」の要件が引き上げられるとともに、特別償却率・税額控除率が引き下げられた上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 地方拠点強化税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> オフィス減税について、税額控除率等の引上げや中古資産の購入・改修の対象追加（拡充）等が行われた上で、適用期限が2年間延長されました。

[事業承継税制]

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例承継計画の提出期限が1年6ヵ月（令和9年9月まで）延長されました。

[消費税制]

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、80%控除可能となる措置が令和8年9月末日まで（令和8年10月1日から3年間は50%控除可能）となっているが、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 免税事業者からの仕入れに係る経過措置について、最終的な適用期限を2年延長した上で、控除可能割合が段階的に縮減されました（令和8年10月からは7割、令和10年10月からは5割、令和12年10月から令和13年9月末までは3割）。なお、1免税事業者ごとの年間適用上限仕入額は1億円（改正前：10億円）に引き下げられました。

[所得税]

1. ふるさと納税

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ ふるさと納税について、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄付金のうち地方公共団体が活用できる財源の割合が段階的に60%以上と設定されるとともに、用途を公表することとなりました。また、ふるさと納税による個人住民税の税額控除制度について、特例控除の限度額は193万円となります。

2. セルフメディケーション税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となる医薬品が見直された上で、スイッチOTC医薬品の適用期限は恒久化、それ以外の医薬品は5年間延長されました。

[地方税]

固定資産税の免税点

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋に係る免税点は30万円（改正前：20万円）未満に、償却資産に係る免税点は180万円（改正前：150万円）未満に引き上げられます。

法人会の基本的指針

法人会は

よき経営者

をめざすもの団体として

会員の積極的な

自己啓発を

支援し

納税意識の向上と

企業経営および

社会の健全な発展に

貢献します

法人会のキャッチフレーズ

めざすもの

企業の繁栄と社会の貢献

(法人会)